

習志野市自主防犯活動団体委嘱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域において犯罪を未然に防止する活動及び防犯意識の向上に自主的に取り組んでいる自主防犯活動団体（以下「団体」という。）に対し防犯活動を委嘱し、その団体を本市に登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の基準)

第2条 団体の基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成員は、市内に在住又は在勤する者とする。
- (2) 団体の構成人員は、おおむね5名以上とする。

(委嘱等)

第3条 市長は、自主防犯活動団体登録申請書（別記様式）の提出があり、相当と認めた団体に対し防犯活動を委嘱し、当該団体を本市に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により委嘱した団体に対し委嘱状を交付する。

3 委嘱の期間は、登録団体が防犯活動を実施している期間とする。

(活動)

第4条 団体は、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

- (1) 市域における犯罪の未然防止のため、自主的な防犯パトロールを行うこと。
- (2) 防犯に関する意識の向上のため、広報、街頭キャンペーン等を行うこと。
- (3) その他市域において必要な自主防犯活動を行うこと。

(遵守事項)

第5条 団体は、法令等を遵守し、誠実かつ公正に自主的な防犯活動を行わなければならない。

2 団体は、その信用を傷つけ、又は不名誉になるような行為をしてはならない。

3 団体は、自主防犯活動に関し必要な知識を習得するよう努めなければならない。

4 団体は、自主防犯活動中に周辺住民等から苦情、意見等があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(活動費用等)

第6条 団体の活動の運営に要する費用は、団体の負担とする。ただし、活動に係る物品の貸与については、別に定める。

(解嘱等)

第7条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該団体を解嘱することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 団体から辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、団体としてふさわしくない行為がある等市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により団体を解嘱したときは、その団体の登録を抹消するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に別の手続により本市に登録されている自主防犯活動に関する団体は、この要綱の規定により登録された団体とみなす。